

全 住 協 第161号
平成29年9月20日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
総務委員長 小 尾 一

不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は下記及び別添資料をご参照ください。敬 具

記

1. 通知等資料 (1) 不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について
(平成29年9月14日付 国土動指第35号)
(2) (参考) 不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上
について(平成25年7月23日付 国土動指第26号)
※各資料は全住協HPに掲載
2. 送付資料 1の(1)
3. 参考HP (1) 障害者差別解消法に基づく国土交通省所管事業における対応指針の
公表について(国土交通省)
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000104.html
(2) 人権擁護局フロントページ(法務省)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当: 原田
TEL 03-3511-0611

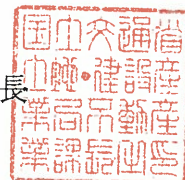
以 上



国土動指第35号
平成29年9月14日

一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について

平成8年1月26日付建設省経動発第8号「宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について」、平成13年1月6日付国総動第3号「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」及び平成25年7月23日付国土動指第26号「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」において、宅地建物取引業をはじめとする不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について通知を行ってきたところである。

また、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11条第1項の規定に基づき、不動産業を含む国土交通省所管事業向けの対応指針を策定して、障害者差別の解消に向けた適切な対応を求めてきたところである。さらに、同年6月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組についての基本的施策等を定め推進することを目的とする、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消にむけた取組に関する法律（平成28年法律第68号）、同年12月に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行されたところである。

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に係る人権問題の最近の状況を見ると、不動産業界において人権問題に対する意識の向上に向けた各種の取組が行われる一方、未だ一部において人権の尊重の観点から不適切な事象が見受けられる。

不動産業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていること及び人権問題の早期解決は国民的課題であることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため不動産業界として不断の努力が求められる。

このため、貴団体におかれては、不動産業に従事する者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、不動産業に関わる事業者に対する周知徹底及び指導を行う等継続的な取組をお願いする。